

リハビリテーション専門職による介護保険住宅改修等の実地調査について

1 事業目的

「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」（令和2年9月3日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）にて示されている住宅改修等の点検として、川崎市職員が、住宅改修、福祉用具購入及び軽度者に係る福祉用具貸与に関する申請を受理した際に、申請内容から訪問調査によるサービスの利用状況や家屋構造等を確認する必要があると判断した場合に、リハビリテーション専門職が調査を行う仕組みを作り、利用者の状態に適したサービスが提供されるよう推進することを目的とします。

2 調査内容

「住宅改修及び福祉用具購入・貸与（以下「住宅改修等」と言う。）」について、申請内容等に関する調査、住宅改修等の給付内容の評価、改修内容についての助言・指導等を行います。

3 調査の流れ

（1）訪問調査について

①訪問調査の日程調整

申請を受理した際に訪問調査が必要と判断したケースが発生した場合、川崎市職員が、利用者に調査に関する説明を行い、川崎市介護保険住宅改修等実地調査同意書（不同意書）を受理した上で、利用者、住宅改修施工事業者（福祉用具事業者）、担当ケアマネジャー、調査員と日程調整を行います。

②関係書類の提出依頼（福祉用具の場合のみ）

居宅介護（予防）支援事業所は川崎市に居宅サービス計画書を御提出いただきます。

③訪問調査の実施

関係者立会いのもと、調査員及び川崎市職員が、申請者の自宅に訪問し、申請したサービスについて、助言・指導等を行います。

④決定通知の作成

調査結果を基に内部で検討を行い、住宅改修承認決定通知書、介護給付費支給（不支給）決定通知書又は軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認通知書にて、結果の通知を行います。

（2）住宅改修（福祉用具購入・貸与）後の内容評価について

① 内容評価の依頼

住宅改修終了後（福祉用具購入・貸与の場合は購入後又は貸与開始後）、川崎市が確認を必要としたケースが発生した場合、川崎市職員が、利用者、住宅改修施工事業者（福祉用具事業者）、担当ケアマネジャー、調査員と日程調整を行います。

② 訪問調査の実施

関係者立会いのもと、調査員及び川崎市職員が対象者の自宅を訪問調査し、助言・指導等を行います。